

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年11月12日
【四半期会計期間】	第67期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	中部飼料株式会社
【英訳名】	CHUBUSHIRYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 平野 宏
【本店の所在の場所】	愛知県知多市北浜町14番地6 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号 日本生命笹島ビル17階
【電話番号】	052 - 562 - 2010 (代)
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 井藤 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 第2四半期 連結累計期間	第67期 第2四半期 連結累計期間	第66期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	64,161	74,287	136,473
経常利益 (百万円)	1,097	939	2,267
四半期(当期)純利益 (百万円)	485	611	1,275
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	246	803	2,658
純資産額 (百万円)	32,824	35,687	35,059
総資産額 (百万円)	61,481	65,654	66,062
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	18.56	23.31	48.77
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	53.4	54.3	53.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	308	2,907	973
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,369	867	3,549
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,909	1,838	2,627
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	836	1,243	1,040

回次	第66期 第2四半期 連結会計期間	第67期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	5.52	4.44

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 1株当たり四半期(当期)純利益の算定にあたっては、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を自己株式に加算しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありませんが、「コンシューマー・プロダクツ」のセグメントにおいて子会社1社、「飼料」のセグメントにおいて関連会社1社が増加しました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、海外景気の下振れリスクが懸念されるものの、政府の経済対策や日本銀行の金融政策を背景に、個人消費や設備投資の持ち直し、企業収益の改善など明るい兆しが見え始めております。

飼料業界におきましては、主原料のとうもろこし価格が、米国の作付け遅れや需給の引き締まりから高値水準で推移しました。7月中旬以降、米国産の豊作が見込まれることから値を下げましたが、為替が円安で推移していることもあり、原材料価格は高止まりしております。こうした原料状況を反映して、飼料メーカー各社は配合飼料価格を2度値上げしましたが、原材料価格の上昇分全てを転嫁できなかったことや飼料価格安定基金の負担金上昇による費用の増加など、厳しい事業環境が続きました。また、配合飼料価格の上昇時に畜産家に対して支払われる補てん金が、当第2四半期は満額交付されず、農林水産省の配合飼料価格高騰緊急対策による特別交付金と合わせても、満額補てん額の約4分の3しか手当てできなかったため、畜産家にとっても非常に厳しい経営環境でありました。その影響を受け、配合飼料販売量は前年同四半期を下回ることが見込まれます。

このような状況のなか、当社は畜産家の経営安定と飼料の拡販を図るために、補てん金及び特別交付金でカバーできない部分につき特別対応し、実質的に満額補てんを実現しました。また、原料高騰に対応するために、原料調達国多様化の推進、原料の有効的利用によるコストダウン等を実施し、原価の低減に注力しました。さらに、新たな市場開拓はもとより顧客の要望に合致した新製品の開発、積極的な販売活動の推進による売上拡大を図る一方、生産性向上、経費の削減などにより業績の向上に努めてまいりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高742億87百万円（前年同四半期比15.8%増）、営業利益7億80百万円（前年同四半期比20.9%減）、経常利益9億39百万円（前年同四半期比14.4%減）、四半期純利益6億11百万円（前年同四半期比26.1%増）となりました。

主力の畜産飼料において、販売量が前年同四半期とほぼ横ばいだったものの、平均販売価格が上昇したことにより、売上高は15.8%の増収となりました。売上総利益は、基金の特別対応7億64百万円があったものの、原価低減の推進や高付加価値製品の拡販などで3.2%の増益となりました。一方、経常利益は、飼料価格安定基金負担金の増加3億62百万円などにより販売費及び一般管理費が増加したため、14.4%の減益となりました。経常利益は減少したものの、前期に特別損失に計上した工場移転費用3億14百万円がなくなったことなどにより、四半期純利益は26.1%の増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(飼料)

売上高は、平均販売価格が前年同四半期を上回ったことから、前年同四半期比16.8%増の627

億71百万円となりました。セグメント利益は、原価低減活動や高付加価値製品の拡販などで畜産飼料の利益率が上昇したものの、基金の特別対応、飼料価格安定基金負担金の増加や水産飼料原料の高騰などにより、前年同四半期比30.5%減の5億94百万円となりました。

(コンシューマー・プロダクツ)

自社開発の畜産物取扱量、ペットフードの販売量がともに増加したことにより、売上高は、前年同四半期比11.7%増の80億80百万円となりました。ペットフードが原材料価格の高騰と競争激化により減益となったため、セグメント利益は、前年同四半期比12.4%減の1億1百万円となりました。

(その他)

売上高は、前年同四半期比8.3%増の34億35百万円、セグメント利益は、前年同四半期比116.9%増の2億7百万円となりました。増益となった主な理由は、畜産用機器の増収効果によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、12億43百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における資金の増加は2億3百万円でありました。

各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は29億7百万円(前年同四半期比25億98百万円増加)となりました。主な資金獲得の要因は税金等調整前四半期純利益9億23百万円及び減価償却費12億91百万円の計上、たな卸資産の減少8億67百万円であります。一方、主な資金使用の要因は法人税等の支払額4億26百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は8億67百万円(前年同四半期比15億1百万円減少)となりました。これは主に固定資産の取得による支出8億26百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は18億38百万円(前年同四半期19億9百万円の資金獲得)となりました。これは主に借入金の減少が純額で16億56百万円、配当金の支払額2億9百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、平成20年5月1日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、当社の経営にあたっては、飼料業界及び畜産業界における幅広いノウハウと豊富な経験ならびに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であります。株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に

反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の取組みを実施しております。これらの取組みは、本基本方針の実現に資するものと考えております。

(a) 当社経営基本方針

当社は、昭和24年の設立以来「顧客の要求を見つけだしこれを満たす」という社訓を原点に企業としての社会的責任を全うし、飼料を通じて食生活に潤いと安全・安心をお届けし、価値の創造、需要の掘り起こしを図っております。

(b) 当社経営基本方針を実現するための取組み

当社は、経営理念を具現化するため、下記に取組んでおります。

(ア) 顧客の要望（安全・安心）を満たす工場展開を推進する。

(イ) 自社工場の特性ある設備で特性ある製品の提供を行い顧客に貢献する。

(ウ) 顧客の多彩な要望に応える商品開発のため、研究技術力の向上を図る。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の第61期定時株主総会にて買収防衛策を導入し、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会において株主の皆様への承認を受け、一部変更を加えた上で買収防衛策を継続いたしております。

(a) 買収防衛策導入の目的

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、買付に応じるべきか否かを、株主の皆様へ判断していただき、また当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが不可欠との結論に至りました。

(b) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者に対して、事前に当社取締役会に対し必要かつ十分な情報の提供を求め、大規模買付行為につき当社取締役会による一定の評価期間を確保した上で、株主の皆様へ当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉・協議等を行っていくための手続です。その概要は以下のとおりです。

(ア) 対象となる大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為といたします。

(イ) 意向表明書の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び意向表明書をご提出いただきます。

(ウ) 情報の提供

取締役会は、上記(イ)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために取締役会に対して提供していただくべき必要かつ十分な情報のリストを交付します。

(エ) 当社の意見の通知・開示

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役に
対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して60日間（対価を現金（円貨）
のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為の場合）又は90日
間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形
成、代替案立案のための期間として与えられるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供さ
れた本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめます。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について
交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(オ) 株主意思の確認

取締役会が上記(エ)において大規模買付行為に対する対抗措置を取ることが相当で
あると判断した場合は、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を開催し、株主意思
確認総会の決議の結果に従い、対抗措置を発動するか否かを決するものとします。

(c) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役に、仮に当該大規
模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明
したり、代替案を提示することにより株主の皆様を説得するにとどめ、原則として当
該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為及び
当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いた
だくこととなります。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何
にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目
的として、対抗措置を取ることがあります。当社が発動する対抗措置は、新株予約権
の無償割当といたします。対抗措置を発動することの是非については、取締役会は、
株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動
することの是非について株主の皆様にご判断いただくことができるものとします。

(d) 株主・投資家に与える影響

(ア) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断す
るために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株
主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これによ
り株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切
な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益
の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及
び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、株主及び投資
家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(イ) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的
側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

(e) 有効期間、継続、廃止及び変更

買収防衛策の有効期間は、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会終了後3年以内

に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、継続（一部修正した上での継続を含む。）については別途平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会の承認を経ることとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において買収防衛策を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において買収防衛策を廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

買収防衛策は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、買収防衛策は、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会において、継続することについて株主の皆様のご意思をお諮りしたこと、その内容として買収防衛策を発動する際には株主意思確認総会において是非を株主の皆様にご判断いただくとする合理的な客観的要件が設定されていることにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は3億23百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,535,508	26,535,508	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	26,535,508	26,535,508		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日		26,535		2,695		2,294

(6)【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,704	6.42
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,426	5.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,000	3.76
豊田通商株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号	945	3.56
平野殖産株式会社	名古屋市南区霞町35番地	893	3.36
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	815	3.07
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	754	2.84
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	752	2.83
東北グレーンターミナル株式会社	青森県八戸市大字河原木字海岸24番地4	679	2.56
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	636	2.40
計		9,608	36.21

(注)日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)が所有する636千株には、従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式228千株が含まれております。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 52,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,453,200	264,532	
単元未満株式	普通株式 30,208		
発行済株式総数	26,535,508		
総株主の議決権		264,532	

(注) 完全議決権株式(自己株式等)には、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式228,700株を含めておりません。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町 14番地6	52,100		52,100	0.19
計		52,100		52,100	0.19

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式1,000株(議決権10個)があります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 自己株式等には、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式228,700株を含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、名古屋監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,054	1,257
受取手形及び売掛金	28,563	28,342
商品及び製品	2,289	2,182
仕掛品	573	652
原材料及び貯蔵品	5,414	4,579
その他	1,826	2,488
貸倒引当金	310	236
流動資産合計	39,411	39,267
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,914	6,730
機械装置及び運搬具(純額)	5,864	5,634
工具、器具及び備品(純額)	618	588
土地	7,153	7,155
リース資産(純額)	7	24
建設仮勘定	130	8
有形固定資産合計	20,688	20,141
無形固定資産		
のれん	8	4
その他	1,545	1,322
無形固定資産合計	1,554	1,326
投資その他の資産		
投資有価証券	3,361	3,900
長期貸付金	1,164	1,101
その他	730	812
貸倒引当金	848	894
投資その他の資産合計	4,408	4,919
固定資産合計	26,650	26,387
資産合計	66,062	65,654

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,823	10,992
短期借入金	9,400	7,400
1年内返済予定の長期借入金	1,768	1,788
未払法人税等	445	358
賞与引当金	353	507
役員賞与引当金	38	-
その他	2,357	2,754
流動負債合計	25,185	23,800
固定負債		
長期借入金	3,977	4,304
退職給付引当金	374	397
債務保証損失引当金	87	49
資産除去債務	82	83
負ののれん	41	20
その他	1,254	1,311
固定負債合計	5,817	6,166
負債合計	31,003	29,966
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,695	2,695
資本剰余金	2,353	2,353
利益剰余金	28,477	28,879
自己株式	208	175
株主資本合計	33,318	33,752
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,158	1,461
繰延ヘッジ損益	587	468
為替換算調整勘定	16	14
その他の包括利益累計額合計	1,729	1,915
少数株主持分	11	19
純資産合計	35,059	35,687
負債純資産合計	66,062	65,654

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	64,161	74,287
売上原価	57,593	67,511
売上総利益	6,568	6,776
販売費及び一般管理費		
運賃	1,216	1,239
飼料価格安定基金負担金	1,486	1,849
のれん償却額	38	4
賞与引当金繰入額	259	320
貸倒引当金繰入額	42	10
その他	2,623	2,591
販売費及び一般管理費合計	5,582	5,995
営業利益	986	780
営業外収益		
受取利息	10	7
受取配当金	49	61
負ののれん償却額	44	20
貸倒引当金戻入額	-	17
債務保証損失引当金戻入額	1	37
持分法による投資利益	7	-
保管料収入	54	54
その他	72	95
営業外収益合計	240	294
営業外費用		
支払利息	46	43
貸倒引当金繰入額	20	-
持分法による投資損失	-	24
保管料原価	47	48
その他	14	19
営業外費用合計	129	135
経常利益	1,097	939
特別利益		
固定資産売却益	3	3
補助金収入	9	-
特別利益合計	12	3
特別損失		
固定資産除売却損	3	12
投資有価証券評価損	7	7
ゴルフ会員権評価損	0	0
工場移転費用	314	-
特別損失合計	326	20
税金等調整前四半期純利益	783	923
法人税、住民税及び事業税	238	354
法人税等調整額	65	47
法人税等合計	303	307
少数株主損益調整前四半期純利益	479	616

少数株主利益又は少数株主損失()	5	4
四半期純利益	485	611

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	479	616
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	75	302
繰延ヘッジ損益	158	119
為替換算調整勘定	0	3
その他の包括利益合計	233	187
四半期包括利益	246	803
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	251	797
少数株主に係る四半期包括利益	4	6

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	783	923
減価償却費	1,235	1,291
持分法による投資損益(は益)	7	24
のれん償却額	38	4
負ののれん償却額	44	20
賞与引当金の増減額(は減少)	76	153
役員賞与引当金の増減額(は減少)	38	38
退職給付引当金の増減額(は減少)	23	23
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	1	37
貸倒引当金の増減額(は減少)	21	27
受取利息及び受取配当金	59	68
支払利息	46	43
為替差損益(は益)	2	2
投資有価証券評価損益(は益)	7	7
ゴルフ会員権評価損	0	0
固定資産除売却損益(は益)	0	9
売上債権の増減額(は増加)	123	159
たな卸資産の増減額(は増加)	581	867
仕入債務の増減額(は減少)	209	161
その他	1,172	164
小計	1,117	3,308
利息及び配当金の受取額	60	69
利息の支払額	47	44
法人税等の支払額	821	426
営業活動によるキャッシュ・フロー	308	2,907
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付けによる支出	25	-
貸付金の回収による収入	78	81
有価証券の取得による支出	1	103
固定資産の取得による支出	2,430	826
固定資産の売却による収入	6	21
関係会社出資金の払込による支出	-	70
その他の支出	7	3
その他の収入	9	34
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,369	867

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	619	2,000
長期借入れによる収入	2,000	1,400
長期借入金の返済による支出	529	1,056
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	27	27
リース債務の返済による支出	-	3
配当金の支払額	208	209
少数株主からの払込みによる収入	-	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,909	1,838
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	2
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	151	203
現金及び現金同等物の期首残高	980	1,040
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	6	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	836	1,243

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、新たに設立した中部チムニー株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間より、新たに設立した三通中部飼料(山東)有限公司を持分法適用の範囲に含めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

取引先及び従業員に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)	
畜産ローン	1 件	7 百万円	畜産ローン	1 件 6 百万円
得意先の金融機関借入保証	5	194	得意先の金融機関借入保証	5 205
従業員住宅ローン	1	1	従業員住宅ローン	1 0
得意先の畜産機械リース等の支払保証	2	20	得意先の畜産機械リースの支払保証	2 1
計	9 件	222 百万円	計	9 件 213 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	850 百万円	1,257 百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	14	14
現金及び現金同等物	836 百万円	1,243 百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	208	8	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金3百万円を含めておりません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月1日 取締役会	普通株式	209	8	平成24年9月30日	平成24年12月10日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金2百万円を含めておりません。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	209	8	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金2百万円を含めておりません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	210	8	平成25年9月30日	平成25年12月9日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金1百万円を含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	飼料	コンシューマー・ プロダクツ	計				
売上高							
外部顧客への売上高	53,756	7,232	60,989	3,172	64,161	-	64,161
セグメント間の 内部売上高又は振替高	293	0	293	4	297	297	-
計	54,049	7,232	61,282	3,176	64,459	297	64,161
セグメント利益	855	116	971	95	1,067	283	783

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、畜産用機器等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用 503百万円、金融収支459百万円、工場移転費用 314百万円が含まれております。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	飼料	コンシューマー・ プロダクツ	計				
売上高							
外部顧客への売上高	62,771	8,080	70,851	3,435	74,287	-	74,287
セグメント間の 内部売上高又は振替高	378	0	378	19	398	398	-
計	63,150	8,080	71,230	3,455	74,686	398	74,287
セグメント利益	594	101	696	207	903	19	923

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、畜産用機器等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用 486百万円、金融収支497百万円が含まれております。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益	18円56銭	23円31銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	485	611
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	485	611
普通株式の期中平均株式数(株)	26,130,254	26,234,267

- (注) 1 1株当たり四半期純利益の算定にあたっては、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を自己株式に加算しております。
2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成25年10月31日開催の取締役会において、平成25年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 2億10百万円

1株当たりの金額 8円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年12月9日

(注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金1百万円を含めておりません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月11日

中部飼料株式会社
取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 中 田 恵 美
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大 西 正 己
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中部飼料株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中部飼料株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。